

重要 奨学金返還の義務(絶対必読)

皆さんは、奨学金の「返還の意味と重要性」を考えたことがありますか？

これから奨学金を申込(利用)されるわけですから、きっと多くの人は考えたことがないでしょう。

奨学金の返還は当然の義務ですが、その当然に加え奨学金利用後(卒業後)は「返還の意味と重要性」を常に心にとめてください。

皆さんがこれから受ける奨学金は、①「政府貸付金」②「財政融資資金・財投機関債」③「奨学金の返還金」の3つから構成されたものであり、特に**第一種は返還金の割合が70%**と高いのです。

1. 返還金が後輩の奨学金になります。

2. 返還金を延滞すると、どうなるか？

- ① 約束の期日(毎月27日)を過ぎると滞納となった割賦金に対し、滞納した日数に応じて**年5%の割合で延滞金が課されます。**
- ② **連帯保証人(父母)、保証人へ請求(人的保証に限る)**することになります。
- ③ **悪質な場合は、一括返還の請求、裁判所への法的措置**は、延滞者の対応に応じて、支払督促申立等の措置を経て、**最終的には強制執行**へと段階的に進んでいくことになります。

延滞した場合の措置について**電話・文書による督促について**

日本学生支援機構では、返還金を延滞すると、本人、連帯保証人、保証人に対して、**文書と同時に電話でも督促を行うこと**となっており、その督促も年々厳しくなっています。

電話による督促

- (1) 日本学生支援機構の他に、業務を委託した債権回収会社からも行う場合があります。
- (2) 電話をする時間帯は、平日、休日ともに9時～20時で、本人の勤務先に電話する場合があります。

10月27日(第1回分)は返還できたが、11月27日(第2回分)のみ返還できなかった方	
スケジュール(目安)	
12月10日以降	督促の電話がかかってきます。
12月13日以降	本人に振替不能の通知が届きます。
12月27日	2ヶ月分、合わせてリレー口座から振替えます。
10月27日(第1回分)・11月27日(第2回分)とも返還ができなかった方	
スケジュール(目安)	
12月10日以降	督促の電話がかかってきます。
12月13日以降	本人に振替不能の通知が届きます。
12月14日以降	連帯保証人に振替不能の通知が届きます。
12月27日	3ヶ月分と延滞金を合わせてリレー口座から振替えます

長期間延滞が続きますと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置をとることになります。

- ① **支払督促予告**・・・長期にわたり延滞し、督促しても返還しない場合は、本機構の顧問弁護士名で履行期限を指定した支払督促の予告をします。
- ② **支払督促申立**・・・支払督促予告の指定期限を過ぎてもなお返還しない場合は、民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申し立てます。
- ③ **仮執行宣言付支払督促申立**・・・支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に『仮執行宣言付支払督促』の申立をします。
- ④ **強制執行**・・・仮執行宣言付支払督促の申立をしても返還しない場合は、強制執行の手続きをとり、給与や財産を差し押さえます。

《注意》支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。

- **延滞金について** 約束の返還期日までに返還されないと、次のように延滞金が課されます。

第一種奨学金 《無利息》	約束の返還期日を6ヶ月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が課されます。なお、平成17年4月以降に奨学生として採用された人は、延滞している割賦金の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。
第二種奨学金 《利息付き》	約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く)の額に対し、年(365日)あたり5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

※奨学金継続手続き時に提出した『個人情報情報機関への個人情報登録の同意書』に基づき、3か月以上延滞した場合、個人情報、延滞した情報が個人情報情報機関に登録されます。

お願い 返還困難な事情が生じた場合(病気、災害、経済的理由等)は、すぐに

日本学生支援機構にお問い合わせ・ご相談ください。

0570-666-301(ナビダイヤル) ※一部携帯、IP電話からは03-6743-6100

返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。

※裏面にも奨学金延滞に関する記事等も参考にしてください。